

会議議事録

会議名	2024（令和6）年度 第1回栗東市人権擁護審議会
開催日時	2024（令和6）年7月11日（木曜日） 14時00分～16時10分
開催場所	コミュニティセンター治田東 大会議室
事務局等	市民部長 西村 滋城、人権擁護課長 松村正博 人権擁護課参事 安本昌彦、人権擁護課 山下係長、荒川主事
出席委員 （13名）	今井会長、平田副会長、大川委員、田中委員、前田委員、田代委員、 嶋林委員、富永委員、吉永委員、西田委員、藤崎委員、澤委員、 田村委員
欠席委員 （1名）	山中委員
会議内容	協議事項等 2023（令和5）年度栗東市人権擁護計画実施計画実績報告について 人権擁護に係る栗東市の方針について
配布資料	① 施策体系一覧・評価一覧【実績報告】・・・資料1 ② 分野別・各課回答 2023（令和5）年度【実績報告】・・・資料2 ③ 令和6年度における栗東市人権擁護体制について・・・資料3
傍聴者	0人（なし）
審議等内容	別紙のとおり

1. 開会

- ・事務局より開会のあいさつ
- ・審議会成立の報告
- ・栗東市人権擁護都市宣言

2. あいさつ

- ・会長あいさつ
- ・竹村市長あいさつ
- ・新任委員紹介ならびに委嘱状交付
- ・委員自己紹介
- ・人権擁護課あいさつ

3 協議事項等

～資料の確認～

- ***資料1** 栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧<2023年度版>
- ***資料2** 栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答<2023年度版>
- ***資料3** 令和6年度における栗東市人権擁護体制について

～協議事項等 案件～

2023（令和5）年度栗東市人権擁護計画取組状況について

- ***資料1** 栗東市人権擁護計画実施計画①施策体系一覧・評価一覧<2023年度版>
- ***資料2** 栗東市人権擁護計画実施計画②分野別・各課回答<2023年度版>
- ***資料3** 令和6年度における栗東市人権擁護体制について

～事務局より説明～

（会 長）

資料については、昨年度令和6年2月に開催の当審議会において、ご意見を頂いていましたが、それを受けて、新たに追加や変更など大きく変わっているところあれば、**資料1**について説明願います。

（人権擁護課）

大きく変わっている点は特になく**資料2**において、各課で評価を変えているので、評価の数値等が変わっています。

(会 長)

それでは資料1の評価が何点か変わっている点、また資料2へも反映されているということなので、資料2を中心にしながら進めます。

まず、共通項目の中で事務局なり関係される課等で追加や新たに整理したという項目があればお願いします。共通項目1～5番までです。

(人権擁護課)

今回の資料を編纂する中で新たな変更点は赤字で記載させていただいています。分野「共通」のなかで大きく変わっている点はありません。共通事項のメディアリテラシー、インターネット等の関係を掲げていくにあたり、広報の仕方やホームページの活用等周知方法を改めてはどうかという意見を頂いています。

(会 長)

今言われたことについて、具体的な部分、項目で教えて下さい。

(人権擁護課)

各課題の目標値の中に記載をさせていただいている箇所になります。

(会 長)

この部分について、新たに整理をしていただいたところが報告の中身となってくると思います。分野、共通項目についてよろしいですか？

それではナンバー6から53の部落差別の問題について、整理、修正した点があればお願いします。

(人権擁護課)

本日配布の資料ですが、令和6年2月に開催した当審議会の内容を、令和5年度末実績値として修正を加え提示させていただいています。令和6年2月から大きく変わったところはないとは思いますが、組織改正において、人権擁護課ではいろいろと調整を図りながら進めている状況です。

(会 長)

部落差別にかかわる項目で、前回出た意見を受けて、充実させたり、修正を加えたりした点がありますか？前回の審議会から期間が経っていないので、内容的に大きく変えたと言っても難しいと思います。着々とよりよい形で整理しながら進めているところもあると思います。部落差別の問題については、前回の審議会でも部落差別を中心として全市をあげた総合的な趣旨のなかでしっかり取り組んで欲しいという意見が委員の中からも出ていたので、

その辺も新たに充実した方法で整理をしていく、もしくは整理をしてあるのならば担当課のほうからひと言聞かせて欲しいです。

ひとつ一つの施策についてでなくてよいので、部落差別に係る部分について各課へ依頼し、意見を反映したことなどお願いします。

(人権擁護課)

後ほど本日の資料3により、体制や考え方などを説明させていただきます。

(会 長)

部落差別の項目について、修正、加筆点についてご理解いただきたい。その他、委員の皆様から何かご意見があればお願いします。

(F 委員)

商工観光労政課の方に提案させていただきます。企業訪問について、令和4年度から令和5年度は、評価が4から3に下がっています。理由は、令和5年度の事務事業見直しにおいて、訪問を年2回から年1回に変えたことに伴い、評価が4から3になったと説明がありましたが、目標設定については回数以外に面談する相手、できるだけ上の層の方に面談するというので、中身も考えてもらうということにつながるので、目標として訪問する回数が減っても中身がより濃くなってくると思います。

(商工観光労政課)

評価としては、企業訪問の回数が2回となっていますが、令和5年度から1回となりました。それらが、各企業の人権意識の低下にならないように、訪問は行いませんが2月には、郵送での人権啓発を行っており、人権意識の低下に繋がっていないと判断をしています。出会う担当者についても企業ごとに担当が選出されているので、どの方に出会っても同じ評価になると思われます。

ただし、この資料の評価としては2回を1回にさせていただいたことから、成果はあるが回数で判断をさせて頂きました。

(F 委員)

その点は理解できるが、企業にもいろいろな課題が残っています。パワハラやセクハラの問題を担当者ではなく、トップの認識や姿勢が大切です。

(商工観光労政課)

訪問している企業によって対応は様々であり、多忙が理由ということが大いにあります。社長に出会うのに、予定が取れない会社もあるので、企業が人権担当者として選出頂いている

方にお話をし、社長（上部）へお伝えをしていただけるようにしたいです。

（会 長）

今月（7月）は事業所内公正採用選考・人権啓発推進啓発強調月間ですので、ぜひ強調してください。

（会 長）

前回の審議会のなかでも部落差別について後退させない、無くす方向で努力するという市民部長からの決意があったと思いますが再度お願いします。

（市民部長）

冒頭市長の挨拶、人権擁護課長からの話にもありましたように、人権について令和6年度は大きく見直しをかけるところです。見直しをかけるというのは、そぎ落としてしまう、辞めてしまうということではなく、より効果的、効率的な行政運営へ持っていきたいという思いから、人権というくくりの中で、人権擁護計画にもある、いろいろな人権課題、同和問題、女性差別、障害のある人、外国人などいろいろある中、すべて網羅した中で、取り組んでいくので、決して部落差別に関して後退させていくということではありません。

（会 長）

分野「女性」のなかで、何かありますか。

（C 委員）

担当課の意欲というものを聞かせていただきました。昨年度も当委員として、部落差別を評価していこうという、とてもしんどい思いは委員の中でも確認をさせて頂き、事務局のほうに提案をしたということなので、皆で名称や組織などが変わるということ、この後説明を受けますが、中身についての大事な部分を、皆が意識をもって大事にしていくという思いで委員が審議会に来ているということを伝えたいです。

また、今回の資料は赤字（色付き）であること、数字で表記されているので膨大な資料ですが理解がしやすく、ありがたいです。3か月の間にいろいろ変革があったので、各課は大変だったと思います。62番分野「女性」取り組み課題で、「関係機関につなぐなど、状況に応じた対応が必要です。」といった表記がありますが、内容によっておのずと関係（課）機関に発信し、必要な情報を相談者に返すという業務の営みはもうなされていると思います。組織的にできるようにしていくということなのか伺います。

ナンバー68にDVの相談件数がのべ106件とありますが、昨年、数年前と比べて増えつつあるのか伺います。そして、もしDVを見ている子どもが同席しているという状況であれば心理的虐待ということにも繋がってくるので、DVと虐待、子どもの命、人権を守るとい

う流れで確認の方法を教えてください。

(子育て支援課)

相談内容が多様化かつ複合的なものが増えてきたことから、関係機関につなぐ等、状況に応じた対応が必要とありますが、令和5年4月から12月まで、女性相談員が欠員でした。相談員不在期間は、職員が対応していましたが令和6年1月から女性相談員を配置できました。しかしながら、相談業務についての学習が必要であり、関係する警察、県の中央家庭相談センター、市関係では子ども家庭センターと関係を作りながら相談に対応する必要があることから、変更をさせて頂きました。

続いて、ナンバー68のDVの相談件数は、令和5年度は106件、令和4年度は125件となっています。データの令和5年度は減っていると見えますが実際延べ人数となっている為同じ方の相談や、専属の女性相談員が設置されていなかったことにより、女性相談員を望む方の相談が減ったことと思われる。

子どもの前でDVということにもあるように、取組課題にあります、DVの早期発見に努めるということがまさに必要であり、一時保護が必要な方は、県の中央子ども家庭相談センターに依頼しています。それらの施設とつながりが大切であり、連携して入所による保護を進める手続きを行っています。

相談員が不慣れなこともあります、職員がフォローに入ることで2名体制となるよう、関係機関と連携、配慮をしながら対応していきます。

(会長)

分野「子ども」「高齢者」「障がいのある人」のなかで、何かありますか。

(D委員)

ナンバー108多様なコミュニケーションの手段の促進利用で、意思疎通支援利用件数の申込数200件が令和5年12月末では、147件ということで、53件増えています。これだけどんどん増えて、努力されています。

もう1点同じ項目内の評価が2となっています。前回(2月)も評価2、努力します。ということでしたが、令和6年度において、手話のできる方がまだ配置されていないのか、障がい者の社会参加と交流について、参加人数延べ308人、昨年令和5年12月末では延べ、315人となっています。第1回7月99人、第2回9月105人、第3回11月111人で延べ308人となっています。どのような経緯があり、参加者数が減ったのか伺います。

(障がい福祉課)

1点目のコミュニケーションの件ですが、最終的に意思疎通支援利用者が188人となりましたが、栗東市に手話のできる方の登録制度があり、12名登録があります。それらのこ

とから、年間の利用実績が188人まで伸びたということです。2点目の、手話のできる職員の確保については、残念ながら現在手話のできる正規職員の確保は出来ておらず、現在は会計年度任用職員を1名配置しています。正規職員の採用については、関係機関等を含め、ホームページ等で長年募集をしていますが、専門職ということでなかなか募集が無い現状です。3点目の、障がいのある方とボランティアの交流を深めるということで、最終的には308人の参加がありました。令和4年度は18人、令和3年度は0（ゼロ）でこれはコロナの影響でした。

毎年レクリエーションスポーツ大会を実施していましたが、令和6年度は8月3日に同大会を実施予定であり、さらに参加者が増えると思込んでいます。

（H 委員）

先ほどのろう者の対応で、栗東市には県立聾話学校がありますが、栗東市と県立聾話学校との接点はありますか。

（障がい福祉課）

聾話学校のほうからいろいろな会議の案内があり、担当職員の参加実績があります。

（H 委員）

県立聾話学校との接点を持つ機会がありますが、そのような話は出てきません。生徒と先生と顔を合わす程度ですが、滋賀県に一つしかない学校が栗東市にあるということなので、そのような繋がりで探していくのも大事ではないかと思います。積極的な繋がりが無いのではと思い質問しました。

（障がい福祉課）

昨年の実績でいくと積極的な関り方は無いように思います。

（人権擁護課・参事）

県立聾話学校については、人権擁護課が所轄する人権擁護団体の中に県立聾話学校の教員の方に入っています。学校関係においても治田小学校との交流をさせて頂いており、いろんな所での繋がりは持っていますが、なかなか発信ができていないところもあるので、今後伝えていけるよう努力していきたいです。

（会 長）

分野「外国人」のなかで、何かありますか。

(J 委員)

全体的に、国際交流協会との連携というものが多く、どちらかという協会に依存している感じの言い分です。令和6年度に、「国際交流協会の名称を栗東市国際交流協会とできないのですか。できないなら理由を聞かせてください。」とお願いしていました。さらに、法人化にできないのか、国際交流協会が、県内7市にあります、他市との状況はどのようになっているのか教えてほしいです。もうひとつ、グローバルな世界を考えると、経費等の問題もあると思いますが、市として中学生の海外派遣に取り組んで欲しいです。そして若者に海外からみた新しい観点を養ってほしいので伺いました。

(自治振興課)

国際交流協会の名称を栗東市国際交流協会とできないのかという点ですが、この部分については市単独で考えることでもなく、事務局と協議し検討したいと思います。法人化については県内の状況を確認させていただきます。

(J 委員)

以前から団体名称変更の話があったのですが、市のほうで対応していただけない経過がありました。市として国際交流に積極的に取り組み、日本在住の外国人の方との連携も考えながら、運営してもよいのではと思います。法人化については大津市や湖南省などは法人化がなされていますが、栗東市の積極的な体制が必要ではありませんか。

(自治振興課)

一般社団法人等の法人化については、団体と協議させていただきます。ただ個人で判断させていただけない点をご了承いただきたいと思います。

(学校教育課)

海外交流の促進ですが、栗東市は平成20年まではバーミングハム州ならびに中国の衡陽(こうよう)市と交流事業を行っていました。栗東市の財政状況などを考えまして、無くなった事業です。

当時からの課題についても指摘されていました。バーミングハム州からの生徒募集に対して人が集まりません。魅力がなかったということ。あるいは中国からですと、観光目的でなかなか交流が進みませんでした。送り出す側としてはたくさんのお金がかかります。当時6,400人の小中学生がいた。そちらに還元されているか否かという問題については、効果や多くの子どもたちに還元しにくい問題がありました。限られた市のお金をできるだけ多くの子どもたちの課題解決に使いたいという観点から、現時点では海外交流については行っていません。

(J 委員)

自治振興課、学校教育課に共通しますが、なぜそうなるのでしょうか。どうすれば実現できるのかももう少し真剣に検討いただき、これからの子どものことを考え、突っ込んだ議論をお願いしたいと思います。

(会 長)

分野「インターネット」「感染症等患者」「性的指向・性自認（性同一性）等」「さまざまな人権問題（ホームレス等）のなかで、何かありますか。

(F 委員)

ナンバー153の取組課題にある、令和5年6月に成立・施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の基本理念にのっとり、社会全体の性的マイノリティに対する理解や周知啓発を行う必要があります。また、市民啓発と併せて、先進自治体のパートナーシップ制度等に関する情報収集や制度についての理解を行う必要があるとありますが、令和6年についても同じ理解としていいのか、事務局に聞いても答えづらいと思うので、ぜひ委員の皆さんがどう思われるのか、また令和6年2月の審議会においてLGBTQのDVDを視聴しましたが、LGBTQについてお互いに理解しようとする一つの活動だと思います。

今年の9月に滋賀県や他市がパートナーシップ宣言導入をされる。県ができるのなら栗東も同じ対応となると考えでよいのでしょうか。

市役所へ来庁されたとき、パートナーが同性と言われたら各課での対応はどうなるのか、また病院等での対応についても同性パートナーであることを理由に、苛立たしい思いをすることがないように、地方自治体の発行する証明で何とか制度化していこうとする動きや理解のもと併せて体制を作ることも大事です。みなさんで意見交換できたらありがたいと思います。

(会 長)

ただ今の件については、資料3「令和6年度における栗東市人権擁護体制について」の中で体制そのものの事、パートナーシップ宣言導入の件についても委員の皆さんからご意見を伺えると思います。当審議会は栗東市人権擁護計画実施計画の中で今進めている事業、項目について今年度も進めていくことを踏まえて、論議場での論議は後ほどお願いしたいと思います。

(J 委員)

ハンセン病というのは、日本では今はもうないのですか。元ハンセン病患者の社会復帰をどのようにみんなが手だてをしていくのか、これからの対応の中で考えていってほしいです。

(人権擁護課)

元ハンセン病患者に対するケアをどのようにしていくか、ということによいでしょうか。

(J 委員)

日本では現在ハンセン病の罹(り)患者はいないにもかかわらず、あたかも感染者がおられるような表現になっています。関係機関等に確認のうえ、対応していただきたいと思います。

(人権擁護課)

ハンセン病に関する理解を深め、講演会や懇談会等の機会、あらゆる人権課題の一つとして、考える機会を持つようにしていきます。

(会 長)

法務省の17課題の中にも、ハンセン病患者・元患者やその家族という項目があると思います。それらを確認して整理して行ってほしいです。

(A 委員)

カスタマーハラスメントが全国的にも話題になっています。人権にかかわる問題へと発展したり、人権を見据えつつ重要状態になってきたりしていると思われま。法務局でカスタマーハラスメントをはじめとするハラスメントを受けた、受けつつあるなどの実態調査をしたことがあるのですか、あるいはそれに対応するマニュアルができていますのか伺いたいと思います。

(会 長)

今後、栗東市のほうで実施予定の人権に対する意識調査等にそのような項目を入れることができるのか、可能性を聞きたいと思います。

(人権擁護課)

住民意識調査を人権擁護計画策定前に市民の皆様向けに実施しました。次回は令和7年に調査をする予定です。内容についてはこれから精査していくことになるので、考えていきたいと思っています。

(A 委員)

基本的に企業の話になるかと思いますが、庁舎内や窓口で公務員へのハラスメントについて十分に把握できているような体制をできれば取っていただきたい思いから、問題提起

をさせて頂きました。

(F 委員)

令和6年4月に全体自治会長会がありました。組織図、課名、業務内容、昨年までは課長名も入っていたが、今年は課長の名前が消えていました。当然見れば誰が課長かわかるので、なくてもよいと思いました。職員が着用している名札についても氏名が記載されていますが、氏だけにしていこうところもあるようなので、カスタマーハラスメント対策として考えていくのも一手と思いました。

(市民部長)

名札の件は、草津市では氏だけになっています。カスタマーハラスメントについてはマニュアルを作ればよいということだけではなく、把握の件については十分できていないと思われれます。今後近隣や社会の流れなどを参考にしながら、検討していきます。

(会 長)

資料3：令和6年度における栗東市人権擁護体制について 事務局お願いします。

(人権擁護課)

冒頭の市長挨拶にありましたように、栗東市では令和6年3月末の組織改革により、人権政策課・人権教育課が統合され、人権擁護課となりました。人権に関する事業、組織、団体について整理をしながら再構築できるよう着手しています。そのような中、当審議会において、栗東市の人権擁護体制について3点ほど報告させていただきます。

①栗東市人権擁護推進本部の見直し。これまでは「栗東市同和対策本部会議」「栗東市同和教育推進本部会議」「栗東市人権対策推進本部会議」という3つの人権に関する本部会議がありました。「栗東市同和対策本部会議」では、栗東市で発生した人権侵害に関する事案に対する方向性を示すものです。「栗東市同和教育推進本部会議」は部落差別教育のあり方、進め方について委員の皆様からご意見を頂くものです。「栗東市人権対策推進本部会議」は人権擁護計画の進捗把握を行う3つの会議がありました。

これらの会議は、人権というものを考える会議であり、委員構成、開催時期等が重複している状況があったため、3つの会議を1つに統合して、「栗東市人権擁護推進本部」として会を整理し、運用を開始しています。

②本市の公用語として「同和」の文言を、現在の法律用語である部落差別解消推進法に基づく文言として改めること「同和」→「部落差別」に統一することとなりました。しかしながら「同和」を一律「部落差別」と一括変換にかけてしまうことは、語彙、内容、各種事業、団体等簡易変換は出来ません。これらについては、「部落差別解消」「部落差別問題」等への変換が必要と考えています。

あらゆる人権問題のひとつとする考え方から、「同和」をすべての人権に併せ、「人権」というような、表記とする考えもあるということで、一定まとまった決定事項です。

③人権政策課・人権教育課が一本化し、人権擁護課となりスタートしています。令和5年度まで旧)人権政策課が所管していた「栗東市人権擁護審議会」旧)人権教育課「栗東市同和教育推進委員会」という別の組織があるが、人権擁護課として一本化した考えのもと、二つの組織についても何らかの整理が必要になることから、人権擁護推進本部会議のなかで、方向性を含め進めているところです。この整理については令和6年度中に実施し、体制整理をしながら進めていくものです。

(会長)

令和6年度における、人権擁護体制について説明があり、すでに設置され動いていますが、人権擁護いわゆる、一人ひとりの人権を大切に、どのように擁護していくのかを全体的に埋め込んでいこうという流れで整理されています。本日の会議もいくつかの本部がある中の一つとして人権対策推進本部があり、それを受けて人権擁護審議会があります。

これらを整理し、どのように動いていくのか進めていくこととなります。

パートナーシップ制度についても動いていく必要性について問う意見が委員からありましたが、人権擁護体制についての説明を受けたなか、個々の委員がいろいろな考え方を持っていると受け止め、今後の検討の参考にさせていただきたいと思います。

(F委員)

栗東市人権擁護審議会と栗東市同和教育推進委員会が一つになるということですが、中身について栗東市人権擁護審議会は現在栗東市長が諮問答申できる組織の機能についてお伺いします。

(人権擁護課)

審議会の中で、市長からの諮問、答申機能がなされるのかということですが、現在の審議会計画策定に伴う市長の諮問また答申をするという会議の主な内容であり、条例、規則の中で諮問答申について具体的に謳われてはいないが、計画を策定するにあたってこの会議でのご意見を頂きながら、次の計画に繋げていくことが重要であると考えています。

事務局としても諮問答申というものは当然存続すると考えています。また、栗東市同和教育推進委員会は、教育に関わる内容を考えていく委員会なので、それぞれの機能を持ち合わせながら今後再編を進めていきます。

(E委員)

お願いしたいことは、人権という言葉で隠れ蓑とせずハッキリ「部落差別解消」「部落差別問題」というようにしっかりと進めて頂きたいです。人権の名の下で隠れ蓑にして、部落差

別問題をないがしろにしている行政がたくさんあります。部落差別問題をはじめとするあらゆる差別を本当になくしていくという思いでしっかりとやって欲しいです。

(人権擁護課)

組織の改編については、どうにもならないこともあります。現人権擁護課員には、ひだまりの家で勤務経験のある職員がいます。その経験を活かしながら部落差別問題や今日までの取組を後退させない意気込みを持って取り組んでいきます。

(会 長)

部落差別問題を解決する、部落差別をなくしていくことは我々の使命でもあります。昨今、人権という事柄について諮らせていただかないといけません。パートナーシップ制度についても引き延ばして進めていくわけにはいきません。委員の皆様のご意見を頂きたいと思います。

(F 委員)

パートナーシップ制度について、例えば、男性が女性のトイレに入ってくるという事が起こりうる現実を踏まえ、本当にパートナーシップ宣言を導入するか否かを考えていくことが必要だと思います。

(会 長)

今、お話を頂いたようなことを、審議会の中でより高められ、深められれば良いと思います。

(B 委員)

パートナーシップ制度については、最近新聞等で記事をよく見るようになったこともあり、考える必要を感じています。また、ジェンダーギャップ指数について、日本が非常に低いとありました。県として、市としての数値が知りたいです。

今日の資料については見やすかったです。

課題という項目がありますが、評価の仕方について「必要だと思われる」や「・・・するとよいと思う」などの表記ではなく、チェックした後で、次はどうするかという行動としての表記にされてはどうでしょうか。PDCAサイクルで評価されているので「C」の次は「A」アクションなので、「次は・・・する」という行動表記に変えていただきたいと思います。

(G 委員)

パートナーシップ制度等については避けては通れないと思います。自身も人権に長く関わっていることで、話をする機会があり、事務局側ではなく、市民の立場として様々な意見がかえってきます。しかし話を重ねることで、いろいろな考え方があるのだと思うこともあり

ます。議論を重ねながら良い方向へ向かえばよいと思います。

(L 委員)

パートナーシップ制度については賛成で、避けて通れない問題と言われていますが、その通りだと思います。賛成するにしても避けて通れないにしても、生活するうえでお風呂やトイレがしっかり整備されないと、避けて通れないと言っているだけではいけない。例えばユニバーサルトイレのように、いろんなところで整備していく努力が必要です。企業や役所においても働く人間としてそう言ったところがしっかり整備がされていないと、ジェンダー問題、カミングアウトも出来ないということもあるので、それらを整備してからのパートナーシップ制度だと思います。自身の経験から話すと、東京オリンピックで、カミングアウトした日本の選手は0（ゼロ）に対し、他国ではたくさんあります。

中学校現場で、どのような対処をしているのかという研修があり、子どもたちのほうが自然に対応しており、見直すべきは大人です。大人が気を使って対象の子どもに話すことで、逆に傷ついて、学校に通えなくなってしまうこともあるので、勉強すべきは大人であり、もっと理解を深める必要があると思います。

(K 委員)

先日滋賀県の将来的な方向について、人口減により、一市一町が消滅するであろうという報道。守山市と栗東市が子育て支援推進まちづくりというように報道されていました。それらについて市をあげて総合的な政策をお考えであろうと思いますが、特に今回の資料でいう17ページの62番、分類女性のところで妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行い伴走型相談支援と経済的支援、必要に応じて医療機関や福祉、児童福祉関係とつなぐというこれからの子育てを総合的に継続的にしっかりと計画されている内容を本市の実態に合わせてしっかりと取り組んで頂きたいと思います。もう一点は、分野「子ども」の87番「無職少年対策事業」が継続となっていますが、現在は自暴自棄や悲観的になって就職をしていない青少年たちが必ず栗東の地域性が好きになってこの栗東の為にという、明るい未来づくりの力になってくれることを信じて、青少年の就職活動、支援の2点に特に力を入れていただき、栗東市が県下で二つの子育て支援推進まちづくりと紹介されていることが、一歩一歩実現の方向に向くようにお願いします。

(I 委員)

ジェンダーの話を含め、工場の中に女性トイレが足りないなか、様々な配慮や意識が高くなってきています。

また、自身の年代と新入社員等の様々な年代によって考え方や育ってきた環境も違うので、それぞれに対しての臨機応変な接し方が必要だと思っています。

(会 長)

新たに栗東市の人権擁護の体制を整えるにあたり、頂いたご意見を参考にして欲しいと思います。

(F 委員)

県がパートナーシップ制度を施行した場合、栗東市はどのように考えていますか？

(市民部長)

令和4年度、令和5年度議会代表質問はどちらも市長が答えるのですが、パートナーシップ宣誓制度については課題であると認識しています。6月に個人質問として課題であると回答させて頂いているなか、滋賀県は9月に導入、近隣市町においては6市が導入されます。滋賀県が導入するから栗東市はいいのかという考えについては、今のところ制度を作るといった考えは持っていません。

宣誓制度で一番大事なのは、制度を構築するだけでなく、権利保障をどうしていくかでもあります。どういう権利を保障していくのが、大事になっていくので、これらの事を併せた制度の構築を行っていく必要があると考えています。滋賀県では、9月に制度導入後、各市町に権利保障等の考えを問う機会があると思いますので、そういった対応も含めて検討をしたいと考えています。

(会 長)

協議内容については終了とさせていただきます。

その他

次回審議会：2025（令和7）年2月6日（木）午後 開催予定

閉会

～副会長あいさつ～